

16%程度増加したが、総事業費は19%程度減少している。

今回追加延長された農道は365mで、その受益面積は4.0ha、受益戸数は19戸となっている。従来あった通作道は未舗装のうえ幅員が狭く果樹園で行き止まりになっていたため営農活動に著しく支障をきたしていたが、当初の整備計画では見送られていた部分である。その後、国道19号線沿いに建設された道の駅「日義木曾駒高原」での農産物直売や木曾高原ショッピングセンターでの朝市が行われるようになったことにより、農作業の効率化や作物転換に必要な農道整備に対する地元要望が高まり、日義地区全体の農業生産所得向上を図るため、計画変更により農道として整備されることになったものである。

しかしながら、延長された農道が果樹園のところで行き止まりになっていることを考えると、工事費の増加と比較して経済効果の増加は小さいといえる。

#### 【意見】

計画変更の際には、限界概念(限界利益・費用の概念)に基づく経済効果にも十分に配慮すべきである。現行の経済効果の算定は平均概念で行われているため、事業を追加する際の効率性の尺度としては十分ではないと思われる。すなわち、追加的に行う事業が十分な経済効果を達成できず、全体の経済効果にマイナスの影響を与える場合でも、事業全体の経済効果が大きく、投資効率が1以上になれば、計画変更を採択するための経済効果の要件を満足することになるからである。

しかしながら、限られた財源を有効に利用するという観点からは、追加する事業の経済効果が極めて低いような場合には、計画変更の際の事業計画について再度検討を加え、その追加する事業の経済性をより高めることが必要である。そして、その追加する事業だけの経済効果を算出し、計画変更を行う際意思決定に役立てることも大切である。追加する事業単独の経済効果が著しく低いために、当初実施された事業の経済効果が極端に引き下げられる場合には、その不効率な追加事業を変更計画から除外することも検討すべきである。

なお、農業農村の振興策として、地域にとって必要な事業であれば、当初計画から盛り込むべきである。

事業名：畑地帯総合整備事業		事業番号 29
地区名／関係市町村：朝日／朝日村、塩尻市	地方事務所：松本地方事務所	
総事業費：2,973,000千円	事業期間：平成5年度～継続中	

#### 1 事業の概要

昭和時代に国営かんがい事業により用水が確保され、県営事業により畑地かんがい施設の整備を行った地域であるが、老朽化により施設やほ場の維持管理に多大な労力と経費が必要となっている。また、大規模畑地帯としては幹線道路が未整備であるため、集出荷費用がかさむだけでなく、荷傷みによる品質低下の防止や通行の安全確保も要望として出されている。また、用水路も現在のスプリンクラー設備に柔軟に対応できるものにする必要がある。さらに、耕作者の居住地域から離れているため、その便宜を図るとともに更なる生産性向上のために農作業

準備休憩施設を地域内に建設する。工事内容としては農業用排水整備、農道改良が主となっている。

なお、本地区は畑地かんがいを生かした栽培技術が定着している地区で白菜、レタス、キャベツを中心とした高原野菜の産地である。事業の実施によりさらなる品質の向上、計画出荷が徹底され収益性の高い農業が展開されることが大いに期待でき、次代を担う担い手農家の育成もできると予想される。作付は計画書どおりに進んでおり、現状での投資効率はほぼ計画どおりと思われる。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○		○			○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除いて適切に処理されていた。

## 3 指摘事項

### (1) その他

平成5年の事業開始当時の文書保存年限は「文書の保存期間の基準制定について(通知)」(昭和57年4月1日付57広第5号)により、文書等の完結した日の属する事業年度の翌年度の初日から5年となっている。このため、当時作成された文書の中には現在も事業が継続しているにも関わらず、既に廃棄されているものがある。

文書が事業半ばで廃棄されてしまうことで、事業採択申請時から採択までの経過が不明確となり、事業計画での詳細な整備目的や、経済効果算定根拠が失われ、事業完了前から工事の合目的性を検証することが困難となる。さらに事業完了後に、事業計画段階で前提としていた経済効果算定の基礎としていた諸条件が、どの程度達成されているかの検証ができなくなる。

### 【改善策】

文書の保存は作成から5年を経過した文書であっても、事業の事後評価を行うまでは文書を保存しておく必要がある。

事業名：県営水環境整備事業		事業番号 30
地区名/関係市町村：矢原/穂高町	地方事務所：松本地方事務所	
総事業費：240,900千円	事業期間：平成8年度～継続中	

### 1 事業の概要

江戸時代より水田かんがいが行われていたが、管理道や維持管理拠点が未整備であったことや、農業用排水設備の老朽化や宅地化により、水質の悪化や水害の発生が懸念される地域である。

そこで周辺環境と調和した農業水利施設の整備・保全と一体的に水路の水辺を活用した親水利用、景観整備、生態系保護を行い、うるおいやすらぎに満ちた快適な生活環境を提供する事業が必要となった。このことは、安曇野独特の景観を創出し、水路のもつ歴史や文化の継承、地域コミュニティの発展にも寄与する。この事業はまた、長野県水環境保全総合計画にも寄与している。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○			○	○	○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除いて適切に処理されていた。

## 3 指摘事項

### (1) 入札

当事業で監査対象として選定した工事において、第1回入札で最低価格を呈示した業者が第2回入札においても最低価格を呈示し落札する、いわゆる「一位不動入札」となっているものがみられた。予定価格が判らない入札制度において、1回目、2回目の最低価格業者が同一になることは不自然な結果といえる。

### 【意見】

指名競争入札について競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。

事業名：県営ため池等整備事業		事業番号 31
地区名／関係市町村：拾ヶ堰地区／松本市他	地方事務所：松本地方事務所	
総事業費：396,000千円	事業期間：平成4年～平成12年	

## 1 事業の概要

当該水路は一級河川奈良井川より導水し豊科町、掘金村、穂高町に亘る水田1,002haをかんがいする幹線水路である。当施設は平部に築造された盛土水路で、漏水がはげしく周辺の農地農業用施設を始め、公共的施設及び人家等に大災害が予測され、早急に整備する必要があった。

工事の施工途中で川岸からの湧水や法面のすべりがあったため、この対策をとる計画変更を行った。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○		○			○

上記の内容について検討した結果、適切に処理されていた。

<b>事業名：県営ため池等整備事業</b>		事業番号 32
地区名／関係市町村	拾ヶ堰横堀地区／松本市、豊科町、堀金村、穂高町	地方事務所：松本地方事務所
総事業費	1,946,000千円	事業期間：平成6年～継続中

## 1 事業の概要

拾ヶ堰は一級河川奈良井川より導水し豊科町、堀金村、穂高町に亘る水田1,002haをかんがいする幹線水路である。事業対象施設のサイフォンは大正年間に作られたもので、拾ヶ堰が梓川の河床をくぐる部分に位置する。施工後70年以上を経過して老朽化していたこと、梓川の河床低下によりサイフォンの露出が年々激化していたため、建設省（現国土交通省）から改修の指摘を受けていた。

決壊した場合には、堤内地に大きな被害が予想されるだけでなく、広大な受益地の農業生産にも支障をきたすおそれがあった。

新サイフォンを埋設する深さを当初計画より深くすることに伴い、開削工法からシールド工法に変更することとなり、計画変更が行われた。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○		○			○

上記の内容について検討した結果、適切に処理されていた。

<b>事業名：県営ほ場整備事業</b>		事業番号 33
地区名／関係市町村	神林西部地区／松本市	地方事務所：松本地方事務所
総事業費	2,200,000千円	事業期間：平成6年度～平成11年度

## 1 事業の概要

この地帯は、昭和34年から36年にかけて開田事業により整備されたが、ほ場は10a区画と狭小で農道も狭く、また、水路の老朽化が著しいなど、基盤整備の遅れが水田の汎用化と大

型機械の導入を困難にしており、農業の近代化の大きな障害要因となっていた。

さらに、高齢農家及び小規模農家の離農等への対応等と農地の流動化への対応が必要となっていた。

このため、本事業によりほ場の大区画化を行い、これを契機に担い手の農地の利用集積を進めるとともに生産組織を整備し経営規模の拡大を図ることが必要となった。

また、本地区は、松本空港、臨海工業団地へ隣接し産業用地としての需要が高くスプロールの開発が懸念されるため、隣接する区域に産業団地用地を確保し、農業振興を基本に他事業との調和を考えた総合的な土地利用が実施されている。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○	○		○	○	○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除いて適切に処理されていた。

## 3 指摘事項

### (1) 事業申請・採択手続

山形村における「申請人による事業施行申請の公告」は、平成6年7月11日に行われているが、「知事への事業施行の申請」は平成6年6月24日に行われている。正規の法手続きでは、公告期間は5日間必要であり、その後に「知事への事業施行の申請」が可能となる。よって、公告の前に、「知事への事業施行の申請」が行われたことになる。

### 【改善策】

本件の場合の問題点は、土地改良区からの申請書の内容に不備があつたにもかかわらず、その申請書を受付したことにあつたが、すべての不備が是正された後に申請書類を受付すべきである。

## 4 成功事例

### (1) 経済効果

本事業の経済効果は、農産物生産向上効果(7,825千円)と農業経営向上効果(151,898千円)である。農産物生産効果は作物生産効果が主なものであり、水稻からレタス(裏作も含む)、キャベツ、はくさいへの転作による効果である。

しかしながら、現実の転作は麦、大豆、そば等であり、計画どおりの作付転換が達成されていない。このような作付転換の差異は、平成9年度に行った計画変更の後に、神林米麦集団栽培組合が地域全体の転作に取り組む方針を打ち出し、受益地の4割に相当する区域で麦・大豆の二毛作が行われるようになったためである。このような二毛作の実施により、耕地利用率も140%に向上し、経済効果も当初計画を若干であるが上回る水準を達成している(計画時の投

資効率 $\times$ は1.04、現況の投資効率は1.06)。

本地区の場合には、事業目的でもある担い手への農地集積が栽培組合という形で達成されており、作付転換計画も栽培組合が主導的に策定している。このように、組合を中心として受益者が積極的に事業を推進しているという点で、本事業は他の同種事業の模範ともなる成功事例として挙げられる。ただし、計画変更時において十分な地元調査を行えば、このような栽培組合を中心とした営農形態を十分に考慮した変更計画が可能であったと考えられる。

## (2) その他

区画整備事業にともなう換地作業において農地流動化を図っている。すなわち、土地を手放したい農家の保有する、農地として利用されない土地については北側に位置する産業団地内に移して非農業目的の開発を促し、他方で耕作の継続を希望する農家の農地を南側に集積することにより、乱開発や耕作放棄によるスプロール化を防止している。このため、農地の集団化が可能になり、担い手農家への農用地の集積が実現している。当該ほ場整備事業は、単に農地の生産性を図ることだけを目的としておらず、他の産業との調和を図ることも目的としている点で、土地の総合的な有効利用を考慮した事業といえる。

事業名：県営中山間総合整備事業		事業番号 34
地区名／関係市町村：筑北／本城村、坂北村、麻績村、坂井村	地方事務所：松本地方事務所	
総事業費：5,559,000千円	事業期間：平成9年度～継続中	

### 1 事業の概要

当該地域は長野市を中心とする地域と松本市を中心とする地域の上に位置し、1,000m級の山々に囲まれた盆地で、年間降水量は1,000mm程度と少なく、また平均所有農地も狭い。人口は減少が続いている地域である。このため、担い手も高齢者、女性の割合が高まっており、耕作放棄地、遊休農地が増加している。

本城村、坂北村、麻績村、坂井村の4ヶ村は歴史的にも地形的にも一地域であった。今回、一体的な構想により連携と相互補完を図っており、農業生産基盤整備としては農業用排水施設整備を中心に、農道整備、区画整理、防災、客土を行う。また、農業経営の大規模化は困難なため、生活環境基盤整備として高付加価値型農業を展開するための集落道、集落排水、農村公園、活性化施設の整備を行う。さらに農村情報化施設によるネットワークの充実や体験農園による都市交流も推進し、活力ある地域づくりを推進する。

### 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○			○	○	○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除いて適切に処理されていた。

### 3 指摘事項

#### (1) 経済効果

経済効果算定の前提となった作付計画の実行が可能か否かについて、採択申請時に県として検討、審査しているとのことであるが、その際の資料が保管されていない。

また、作付計画に対する現況の作付状況は、視察によると、きゅうりや花き(きく、スターチス)への転換は計画を大幅に下回っているものと思われる。高付加価値農産物の生産への転換には、高度な技術の習得やある程度の設備投資、そしてこれらを負担し市場価格というリスクを負う担い手が必要になる。担い手不在であれば高付加価値農産物への転換は進まず、結果として計画していた経済効果を得られないまま従来どおりの作付けが継続される可能性が高い。

事実計画書作成時点に比べると、現時点ではきゅうりやトマトへの転換が進んでおらず、作物生産効果が計画を大きく下回っており、現況作物による経済効果算定による投資効率は0.87であり、結果として事業全体での投資効率は1を割っている。

#### 【改善策】

作付計画の実行可能性を検討した資料は、事業完了後、計画の正確性を評価するために保管しておく必要がある。この事後評価は、将来別の事業計画を採択する際に、作付計画の実行可能性を検討するのに役立つ。

高付加価値農産物の生産への転換には、担い手の状況を調査検討した資料に基づいて転換面積や転換作物を選定し、この後、経済効果の算定に着手するという手順を踏むことが必要である。

#### (2) 活性化施設等

活性化施設である「ふるさとランドフルーツ館」でのかんづめ、びんづめ、ジュース等の加工は、材料のほぼ全てを地元農産物によっており、生産の維持や雇用の創出に貢献してはいるものの、納入先の要請による材料加工が中心で、下請段階にある。

地元農産物の加工体験を通じた都市との交流や、試験加工場として地域特産物の開発を行うといった活性化施設の建設目的が十分に達成されていない。

#### 【意見】

活性化施設を建設した目的を十分に達成できるよう、施設の活用方法の検討や効果の測定をすべきである。また、経営の安定化、健全化、そこで働く人々の自己実現といった観点からは、単なる下請けではなく、直売や自社製品のブランド化、新製品開発研究も行っていくことが重要である。

事業名：県営水環境整備事業		事業番号 35
地区名／関係市町村：白馬中部地区／白馬村	地方事務所：北安曇地方事務所	
総事業費：992,700千円	事業期間：平成4年度～継続中	

### 1 事業の概要

木流川は、松川を水源とする農業用水路で、扇状地の水田をかんがいする重要な農業水利施設であり、未整備の土水路が約半数を占め、維持管理に多大な労力と費用を要していた。また、本地域は白馬村の中央部に位置し、役場、学校、農協など各種の機関や施設が集中する村の中心地で、宅地化も進行し、観光産業の発展などにより人口も増加傾向にある。したがって、この農業用水の利用者を農家（農業従事者）に限定することが困難になってきており、一般の人々の用水の利用価値を高め、地域住民が一体となって、水資源を保全する必要性が生じてきた。

このため、当該水環境整備事業で水路護岸の改修と合わせて、適切な利用と保全管理を図るための施設景観整備を実施する必要がある。

### 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○			○	○	○

上記の内容について検討した結果、適切に処理されていたが、以下のような特筆すべき点が上げられる。

### 3 成功事例

#### (1) その他

水は公共財としての要素を備えている。しかし、歴史的には、水利権として、特定地域の人々が独占的に利用することが認められ、その特定の人々で水環境の保全を行う必要性があった。

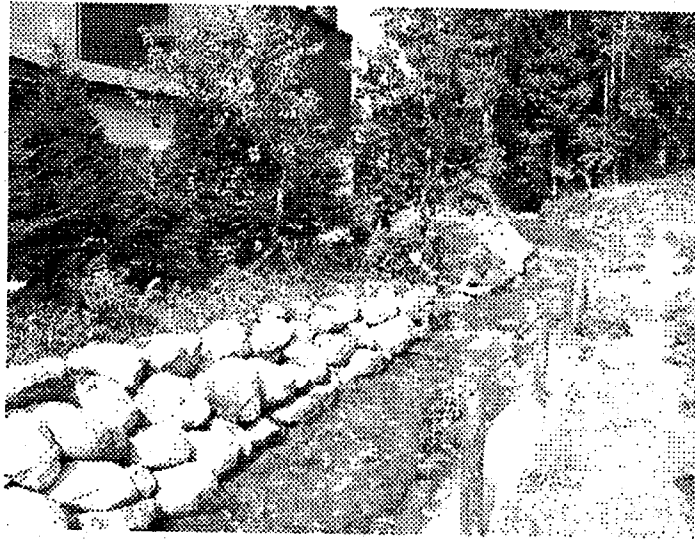
しかしながら、時代の変化により非農家の占める割合が高くなってくると、地域の中で水を独占的に使用し、水環境の管理保全をすべき人々を特定することが困難になってきた。また、水に公共財としての要素がある以上、一部の人で水環境の管理保全を行うことは、コストもかかり不可能なことである。したがって、水が本来有する公共財的要素を回復し、多くの人々で水を利用し、保全していくことが必要になってきている。

本事業では、「木流川と親しむ会」などが中心となり、水の美化や親水の啓発活動が活発に行われ、事業の目的に合致した活動が実践されている。また、地域住民や専門家の意見が事業計画に十分に反映されており、今後実施される同種の事業の参考となる面が多い。

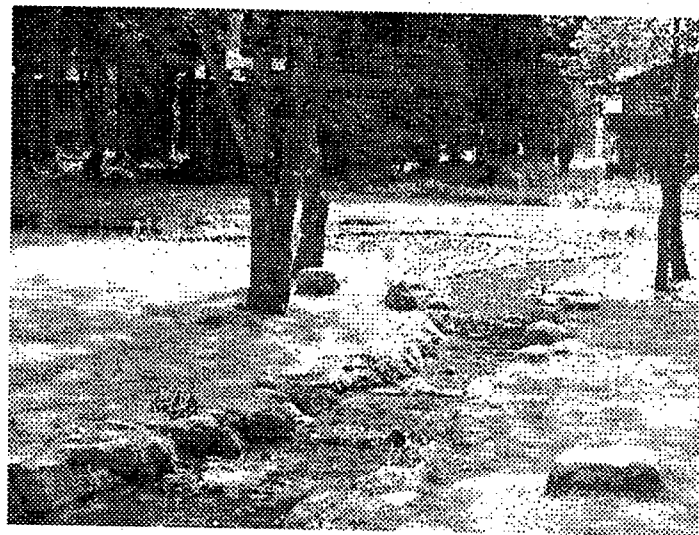
このような観点から、本事業は農業農村整備事業の今後のあるべき姿を示しているように思われる。農業農村整備事業は、従前のような特定の集団（農業経営）をターゲットにした事業だけではなく、自然環境の公共財的側面を重視し、自然環境の恩恵を受けるすべての集団を視



野にいた事業を考えていくべきである。



(自然石により整備された木流川)



(完成した親水広場)

事業名：基盤整備促進事業		事業番号 36
地区名／関係市町村：塩島地区／白馬村		地方事務所：北安曇地方事務所
総事業費：291,400千円		事業期間：平成4年度～平成10年度

### 1 事業の概要

当該事業は、農道を開設し、各生産団地と農業用施設（野菜出荷施設、ライスセンター）を有効的に結合すると共に、流通体系の改善を図り生産性の高い近代農業の育成を図ることを目的としている。関連事業として、県営農免農道整備事業姫川北部地区があり、経済効果はこの

関連事業と一体として算定される。これは、当該地区の受益地全体が姫川北部地区と重複しており、農免の単独受益地も含めた生産物の市場への2次輸送全体が当該地区を通過するなど2つの事業が密接に関連しているためである。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○		○			○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除いて適切に処理されていた。

## 3 指摘事項

### (1) 経済効果

団体営事業の場合、農家の地元負担がわずかでもあるときは、所得償還率や事業費所得指数を使用し、経済的利益としては年総増加所得を使用することが定められている。一方、地元負担のない団体営事業の場合には、経済効果の指標が曖昧であり、合理的な判断基準が明確に定められていない。よって、団体営事業の場合には、経済効果の評価に不均衡が生じる危険性がある。

### 【改善策】

今回監査対象として選定した事業のうち、本地区についてのみ確認されたものではあるが、長野県全体で統一された団体営の経済効果指標及び評価基準を周知徹底させる必要がある。各土地改良事業の経済効果を公平に評価し、適切な経済的優位性を示すためには、事前に統一された経済効果指標・基準は必要不可欠である。

現在では、地元負担のない団体営事業については経済効果の指標として投資効率を使用することになっているが、各地方事務所に対して、このことを周知徹底させることが必要である。

事業名：県営ふるさと水と土ふれあい事業		事業番号 37
地区名／関係市町村：落倉／白馬村	地方事務所：北安曇地方事務所	
総事業費：91,000千円	事業期間：平成11年度～12年度	

## 1 事業の概要

落倉地区にはミズバショウやハクバサンショウウオ等が生息する「落倉自然園」が存在し、農業用水路の改修には自然環境への配慮が欠かせない。落倉自然園は以前から地元の方々による環境保全や維持管理の活動が行われていた。

当該事業は、こうした地域住民活動や地域外住民の活力導入等を通じて共同活動の活性化を図るものであり、具体的な工事の内容は用水路、管理道路の改修と合わせて自然園内の遊歩道(木道)の整備や駐車場、トイレの整備を行ったものである。

用水路は、自然園内及び自然園に接する部分については自然石を利用しており、一方目立たないところはU字溝として事業費節減と今後の保全管理のし易さを考慮している。また自然園内は地域の活動グループからの意見を取り入れ湿地保全のための工夫がなされていた。自然園の木道や駐車場、トイレを一体として整備することにより地域外の一般の人々が訪れることが期待でき地域の活性化や農山村との交流が図られるものと感じられた。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○			○	○	○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除いて適切に処理されていた。

## 3 指摘事項

### (1) 工事・委託契約事務

工事請負契約と業務委託契約の財務事務手続につきそれぞれ1件ずつ検討を行ったところ、選定した2件とも指名競争入札による業者の選定が行われていたが、指名競争入札による理由を地方自治法施行令第167条第1号としていた。地方自治法の規定は以下のとおりである。

地方自治法施行令第167条	指名競争入札によることができる場合
第1号	契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないとき
第2号	契約の性質又は目的により競争に加わるべき数が一般競争入札にする必要がないと認められる程度に少数であるとき
第3号	一般競争入札に付することが不利と認められるとき

しかしながら、今回の契約の性質や目的に特殊性があるわけではなく、第1号の一般競争入札に適しないとは言いがたい。実態は金額的に低価格の契約であるため、事務の軽減化を図り指名競争入札としたものであり、第3号の規定によったものと思われる。

地方自治法が一般競争入札を原則とし指名競争入札や随意契約ができるとしている趣旨は、市場の競争原理を利用した事業費の効率化を図ったものである(地方自治法第234条)。今回の書類上の不明確な条文の取扱は、事務処理上の過失であり十分な審査も行われていなかったものといえる。

### 【改善策】

指名競争入札を行う場合の条文の適用に当たっては、正確な事務処理の遂行と慎重な審査を行うべきである。



(ミズバショウ等の貴重な植物の保全に配慮した「落倉自然園」内の遊歩道)

<b>事業名：農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業</b>		事業番号 38
地区名／関係市町村：姫川北部／白馬村		地方事務所：北安曇地方事務所
総事業費：2,110,000千円		事業期間：平成3年度～継続中

### 1 事業の概要

当該事業は各生産団地と地域農協のライスセンターや育苗施設、野菜の集出荷場を結び、また主に近畿圏などの都市部との農業生産物流の合理化、効率化を目的として、観光シーズンを中心に JR 白馬駅前の慢性的な渋滞が問題となっている国道のバイパス的機能をもつ農業物流の幹線道を計画したものである。

### 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○		○			○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除いて適切に処理されていた。

### 3 指摘事項

#### (1) 経済効果

経済効果における投資効率は計画変更前 1.09 であり、変更時には 1.04 となっている。計画変更時の総事業費は倍増したが投資効率の減少は僅かであった。この主な要因は車両の一般交通量をアンケート調査の結果、倍増したことによる一般交通等経費削減効果が大幅に増加したものである。

しかしながら今回、現況作付作物による経済効果の再算定をしたところ、現状では投資効率

が0.52ときわめて悪い状況になった。作物生産効果及び走行経費削減効果がともに極端に計画値を下回っているためであり、これは事業進捗の遅れにより通行の用に供する延長が短かったためとなっていることによるものと考える。

#### 【改善策】

事業採択時及び計画変更時の経済効果算定には、地元の人々の作付の希望を反映させ、また交通量に関しても事業進捗を加味して実現性の高い計画とすべきである。

#### (2) 計画変更

姫川北部地域の農道整備は、当該事業である第1期と第2期、第3期、それと塩島地区における団体営農道整備事業とが一体となって計画されており、当初平成3年度から平成8年度までと計画され総事業費は1,000百万円としていたが、事業進捗が遅れ、また事業費が2,110百万円と大幅な増額となったことから、平成12年度に事業計画の変更がなされている。

計画変更の主な内容は、当初のルートでは集落の真中を通る農道としていたが地元の要望により集落を避けた迂回ルートにしたことと近隣にある白馬湿原保護の必要性が生じたことから排水路を設けた点、新設橋梁護岸の強化をした点などであるが、事業費が大幅に増加した主な理由は長野オリンピックの地元開催の決定による土地価格の高騰である。

当該事業の財源が揮発油税であり、財源の関係で事業期間が伸びている。現状の一部分のみの工事だけでは農業生産物流の合理化等の効果は期待できず、また姫川北部第3期地区まで完了して本来の期待した効果が得られるものと考える。

#### 【改善策】

財源の問題があるにせよ、効果の発現が得られる事業完了までに期間を要してしまうものについては、事業の遅れにより社会情勢の変化に伴う事業費の増や、効果の発現が遅れるといったマイナス効果も考慮して、事業を計画期間内に確実に実行する必要がある。

また、全体の事業の採択が分割されるものについては、早期に全線が整備されることが望ましいが、限られた予算の中で早期に効果の発現があることも求められており、事業の分割単位が単独の事業としても早期の投資効果が得られるよう配慮すべきと考える。

事業名：県営かんがい排水事業		事業番号 39
地区名／関係市町村：河東地区／ 長野市・須坂市		地方事務所：長野地方事務所
総事業費：4,154,000千円		事業期間：昭和54年度～平成12年度

#### 1 事業の概要

河東地区は千曲川右岸に発達した沖積地帯であり、水田が大部分を占める地域であった。

当該地区は、排水路不備により湿田が多く汎用化が図れない地区であり、当該事業は排水路

を改修し、関連事業と併せ乾田化を計り、農地の汎用性を高めるために行われたものである。

事業期間中、高速道路の開通やインターチェンジの建設等の影響を受け、平成4年に計画変更を行っている。

当該事業では、りんご、ぶどうを中心とした果樹栽培への転作による作物生産効果が経済効果算定の大部分を占めている。これは排水路整備に伴う水田から畑への転換を前提としたものであり、計画時点での投資効率は1.14と1を超えている。実際、現地の状況を視察した結果、一部に耕作放棄地が散見されるものの、田から果樹等への転換は当初予想より若干遅れているようであるが、着実に進んでいるとの印象を受けた。現況作付作物による投資効率の推定計算の結果も、作付け作物は計画と若干異なっているものの投資効率が1.07と1を超えており、当該事業の実施による効果は当初計画までにはいかないが、十分に発現していると考えられる。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○			○	○	○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除いて適切に処理されていた。

## 3 指摘事項

### (1) 入札

当該事業の請負工事について、落札件数の多い上位3社の合計が、総発注件数の50%を上回っており、年平均落札件数が非常に高くなっている傾向がみられた。特に年平均落札件数が1件を超えるということは、平均1事業年度に1回は工事発注を受けていることを意味している。このように特定業者に発注が集中することについては、連続受注によるスケールメリット、地域における信用・ノウハウの向上を目的とした企業努力の面もあると思われるが、10社以上の業者により入札が行われることからして、落札業者に偏りがあるのは不自然といえよう（当該事業の落札状況表は、レポート第3 IV 3 (2) ④を参照）。

### 【意見】

指名競争入札について競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。

事業名：県営農林地一体開発整備事業		事業番号 40
地区名/関係市町村：三水/三水村	地方事務所：長野地方事務所	
総事業費：2,153,000千円	事業期間：昭和56年度～平成12年度	

## 1 事業の概要

当該事業は、農林地のパイロット事業として林業と農業の活性化を目的とし、農地と林地を

つなぐ2本の道路の建設と農地造成、用排水路の整備等を実施する総合的な事業であり、現在においては事業制度が廃止されている。

事業期間について、当初は昭和56年度から昭和61年度を見込んでいたものの、事業は大幅に遅れ20年という非常に長期にわたり実施され平成12年度に完了した。その間、平成4年度に事業計画の変更が行われている。事業が長期化した理由としては、事業開始後6年間は国の予算が少なかったこと、村の財政上の調整等が挙げられる。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○			○	○	○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除いて適切に処理されていた。

## 3 指摘事項

### (1) 計画変更

土地改良法第87条の3、都道府県営土地改良事業計画変更取扱要領第2条3項において、事業費の変動が10%以上に及ぶものについては、事業変更内容につき、あらかじめ、地方農政局長の審査を受け、変更後の計画の概要等を公告しなければならないとしている。

当該事業については、昭和56年事業採択時の事業費が1,600百万円でスタートしたものの、平成4年には事業費が2,600百万円になることが予測されたため、事業費が10%以上増加することから事業計画の変更手続を実施した。

一方、平成12年度に事業が完了した時の実際の事業費は、農林地一体道路工事・農道工事・施設用地工事等を減少させたことにより2,153百万円となり、平成4年度計画変更時の事業費に比べ10%以上減少(18.7%の減)した。土地改良法に基づく計画変更手続が現時点で実施されていないことは、法の趣旨にそぐわないと考えられる。

#### 【改善策】

事業費の変動割合が10%を超えている以上は、計画変更手続を実施することが必要といえる。なお、現在において計画変更を手続中である。

### (2) 入札

当事業の請負工事について、落札件数の多い上位3社の合計が、総発注件数の50%を上回っており、年平均落札件数が非常に高くなっている傾向がみられた。特に年平均落札件数が1件を超えるということは、平均1事業年度に1回は工事発注を受けていることを意味している。このように特定業者に発注が集中することについては、連続受注によるスケールメリット、地域における信用・ノウハウの向上を目的とした企業努力の面もあると思われるが、10社以上の業者により入札が行われることからして、落札業者に偏りがあるのは不自然といえよう(当該

事業の落札状況表は、レポート第3 IV 3 (2) ④を参照)。

【意見】

指名競争入札について競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。

事業名：県営中山間総合整備事業		事業番号 41
地区名／関係市町村：新町大岡／信州新町他1	地方事務所：長野地方事務所	
総事業費：3,217,000千円	事業期間：平成11年度～継続中	

1 事業の概要

旧牧郷村が、昭和31年に信州新町と大岡村にそれぞれ分村合併して現在に至っており、社会・文化経済的な結びつきは今でも強い。信州新町の産業は、立地条件に恵まれないため低調であり、大岡村は複雑な地形により数多くの小集落が点在している。人口は、両町村ともに昭和31年の合併頃をピークとして減少しつづけている。

信州新町の農業は、養蚕中心から花き、果樹、野菜を中心とした農業に変わってきているが、農業従事者の高齢化や若年経営者の不足による荒廃農地の増加等の課題を抱えている。大岡村の農家人口率は80%と高いが、計画策定時において基幹的農業従事者は226人、65歳未満の従事者は67人しかおらず、農業人口の高齢化が進行している。また農道や用排水路の整備が遅れ、農業生産に支障をきたしてきている。このほか生活環境基盤も未整備箇所が多く、緊急自動車の入れない集落もある。

本事業の活性化構想では、農業従事者の減少、高齢化と耕地条件から荒廃農地への対策が緊急課題となっているため、農業生産基盤による生産条件の改善とともに、首都圏に交流拠点をもつ信州新町が情報の発信源となり、信州新町の短期滞在型農業体験と、大岡村の長期滞在型農業体験を通じた交流をPRして、都市住民を本地区へ誘導し、定住に結び付けていきたいとしている。

①活性化施設建設工事 竹房交流センター

活性化施設は、農業体験や交流を通じて訪れる都市住民に対して、本地区の農業や自然をPRするための特産品の展示や交流拠点施設とする。また、農産物の加工体験を行う場所を整備し、農産物に興味を持ってもらい、産直販売を通じて特産品や加工品の販路拡大を目指す。このほかI・Uターンしている人が地域住民と交流を深めるとともに農業へ参加するための営農指導する場所として活用する。

竹房交流センターは、竹房地域の住民と将来のI・Uターン者の交流の場として利用し、管理は信州新町から地元自治会が受託する。



②日向中原線道路工事

集落道整備は、農地と集落が点在しているために通作や農産物輸送するための農道として、また日常生活に使われる集落間連絡道路として拡幅舗装し通行の不便さを解消するために行われる。

2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○			○	○	○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除き適切に処理されていた。

3 指摘事項

(1) 入札

当事業で監査対象として選定した工事（活性化施設）において、第1回入札で最低価格を呈示した業者が第2回入札においても最低価格を呈示し落札する、いわゆる「一位不動入札」となっているものがみられた。予定価格が判らない入札制度において、1回目、2回目の最低価格業者が同一になることは不自然な結果といえる。

【意見】

指名競争入札について、競争原理を有効に機能させるため、入札制度の改革を含め検討すべきである。

(2) 活性化施設等

①活性化施設建設工事 竹房交流センターについて

建物の利用目的は、地域住民同士の交流及び地元の人たちと都市住民との交流であり、農業の振興と地域の活性化を図るものである。建設資金は、国と県及び町の補助金で全額まかなわれており地元負担金はない。

建設前の利用計画では年間約9,000人の利用者を見込んでいたが、初年度の利用者実績は約2,000人ととどまっている。開館1年目で本格稼働していないとも考えられるが、利用計画そのものに問題があると考えられる。信州新町では、具体的な企画は地元住民の主体性にまかせることが望ましいとの見解を示しているが、建設計画の段階では行政が利用人数の予測をしていることに対して矛盾している。また、利用計画人数の見積が単なる想像の域をでていないとの感が否めない。

利用状況も地元の集会や従来からあるイベントでの利用がほとんどであり、この施設を建設したことで外部、特に長野市等の都市部の人との交流が急激に増加した状況は見受けられない。また、地元の農業地域の人と、長野市等への通勤者向け団地の人との交流が行われるようになったとはいえ、従来あった公民館の施設でも利用可能と考えられる。

## 【改善策】

建設後、施設が目的に沿って如何に利用していくかの管理・指導は、補助金が使われている以上、県にも責任がある。これらの施設に対する建設目的を達成する活用方法を一層強く要請するとともに、他の施策との連携を深めていき、目的達成のための施設活用を図るべきである。

交流基盤の整備として地元住民が求める交流施設を建設することに問題はないが、外部の人々との交流を図れる運用形態とすべきであり、このためには、地域の特性や施設を広く県民に周知してもらえようような広報活動やイベントなどの企画が重要である。地区外の住民とどのような交流事業を行っていくことが地域の活性化に結びつくか、施設だけでなくソフト面の対策も事業計画段階から平行して検討する必要がある。

また、このような事例を後の事業に活かすためにも事後評価の必要性を強く感じる。今後は、県政改革ビジョン及び農業農村整備事業改革ビジョンに基づき、事後評価が行われるとのことであるが、その検証が活かされることに期待したい。

## ②日向中原線道路工事について

平成6年度に国直轄事業の地すべり対策工事において、本農道に排水路を整備しているとのことである。今回はその排水路も道路拡幅工事に伴い再度手直しをした。

これについては、平成6年度当時には当事業計画が確定していなかったため、調整を図ることができなかった。本事業で道路を拡幅するにあたり、農地側への拡幅を検討したが、農地側には集水井が2基設置されており、国営事業所と協議の上やむなく既設水路のある山側へも拡幅せざるをえなかったとのことであり、既設水路は取り壊し、新しい水路に改修された。

国営の水路をそのまま利用する等の比較検討を十分に行うことが必要だったと考えられる。

※集水井：地すべりの原因となる深い位置の地下水を集めて排除する井戸

## 【意見】

縦割りの中で困難とは思いますが、農業予算として地域の防災対策及び活性化のための事業を計画的に連携し、総合的な効果を図ることが、地元の意向に合致した行政といえる。今後は同一地区内で行われる事業間の連携をさらに充実させ、より効果的な整備が達成されるよう調整することが望ましい。

事業名：県営ため池等整備事業	事業番号 42
地区名／関係市町村：横水／戸隠村	地方事務所：長野地方事務所
総事業費：153,000千円	事業期間：平成8年度～平成12年度

## 1 事業の概要

平成7年3月28日戸隠村長より「県営ため池等整備事業（土砂崩壊防止）」として長野県知事宛てに申請されている。申請理由は下記のとおりである。

「本水路は、農業用水路として5.2haの受益地をかんがいしている山腹水路であるが、地形が急峻であるため、降雨時には土砂崩壊等により水路が埋没し、越流決壊を起こし、下流の農

地、施設、住宅等に被害を与える恐れがあるため木柵や仮パイプ等により水路埋没を防止し通水を確保しているが一部区間については切り立った岩盤部にあり、改修や管理が非常に困難になっている。」

「土砂崩壊を抑止し、下流域への被害を防止するため山側崩落危険個所に山留ブロックを設置し、併せて水路をBF-400型にて改修する。又、山側、谷側ともに切り立った危険区間については、水路トンネル工を新設して被害及び危険の解消を図る。」

当該事業は、主として生産効率を図る目的よりも、被災防止のための事業である。想定被害額は農産物の減収と施設被害額等を合わせて152,956千円となっている。

被害想定額算定の方法は、農産物の減収と農地の土砂排出費用、家屋の復旧費用等から成り立っている。もっとも被害想定額の大きなものは公共施設及び住宅等の復旧費用であり、122,350千円となっている。農産物の減収と農地の復旧費用は30,606千円である。

工事が完成してから1年が経過しているが、大きな災害につながる降雨等はないとのことである。以前の旧水路を視察したが、急峻な山肌に人手で作られた簡易な土水路の跡がみられた。かなり風化崩壊しており、高齢化が進んだ村人だけの人手で維持管理することは難しいと感じた。

以前の水路は農繁期のみで使用されていたが、現在の新水路は通年流れているため、生活用水としても利用されているとのことである。当初計画以上に利用されているのではないかと印象を持った。

事業の申請理由及び現場視察を通査した結果、事業自体は必要であり緊急性は高かったと思われる。地元集落の受益者から直接話しを聞くことができなかったのが残念であるが、地域の生活に必要な事業であったと思われる。

トンネル部以外のオープン水路(幅約30cm)は木製の蓋がしてあり、落ち葉で水路がつかまらないようになっている。コンクリート製の蓋の方が耐用年数が高いのであるが、廃材利用、地元住民で管理することができるように木製の蓋にしている。事業終了後の管理の点も考慮に入れ事業を行っている点で好感がもてた。また年間を通じて水が流れているため、水路としての利用価値は格段に上がっているものと推測できる。地元の評価も高いとのことである。

地形的にはこの集落は高台に位置するため、農業用水となるべき周辺の川は当該集落の下を流れている。したがって施行方法については川の上流部から水路を確保しトンネルを新設する以外の代替工法はなかったとのことである。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○			○	○	○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除いて適切に処理されていた。

### 3 指摘事項

#### (1) 工事・委託契約事務

当案件については、A社が受注した76,845千円のうちX社にトンネル工事費59,430千円、Y社に仮設栈橋工事費1,806千円が支払われており、A社は監理技術者を置いて工事の一部を担当するとともに、工事の総合的監理を担当して総工事費の約20%に相当する15,609千円を受け取っている。県の説明によれば、A社は当工事に類似した工事施工実績・施工能力を有しており、監理技術者を担当し工事を統括しているため、禁止されている工事の一括下請負の事例には該当しない。

しかし、ここで着目すべき点としては、地元建設会社A社から大手上場建設会社X社に下請けの発注がなされていることである。通常下請といえ、大手業者から中小業者への業務の流れを想像するのが一般的である。しかし、当案件は通常想定される経済取引とは逆になっている点で特異な例といえる。

当案件においては、下請業者X社は、指名競争入札において指名されていない。また、A社は自社施工よりX社へ下請を行った方が、コスト低減といった経済的合理性を獲得できると判断しX社を利用したものである。指名競争入札による入札参加の制限がなく、コスト低減という経済原理が有効に機能した場合、X社は当入札に参加し落札することも可能であったと推測される。

入札方法：指名競争入札

入札参加業者：A社からJ社の10社

工事発注額：76,845千円

工事内容：水路トンネル工事、仮設栈橋工事

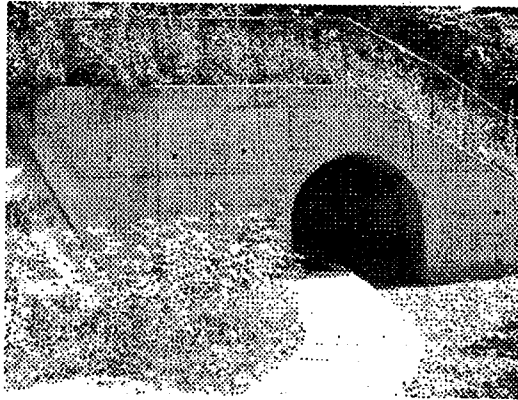
落札業者：地元建設会社のA社

第一次下請業者：大手上場建設会社のX社、地元建設会社のY社

下請額：水路トンネル工事費 59,430千円、仮設栈橋工事費 1,806千円

#### 【意見】

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになるため、また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生し、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあるため、建設業法において禁止されている。一括下請負を禁止した建設業法の趣旨を活かすためにも、現行の指名競争入札制度の検討が必要である。



(水路トンネル出口の状況)



(水路トンネル内部の状況)

事業名：農業集落排水事業		事業番号 43
地区名／関係市町村：富濃地区／信濃町	地方事務所：長野地方事務所	
総事業費：2,300,000千円	事業期間：平成6年度～平成12年度	

### 1 事業の概要

富濃地区では、各家庭の生活雑排水が農業用水路に排出されているため、農業用水路が汚濁し、農作物に被害を与えていた。そこで、本事業により、9集落の426戸の生活排水及びし尿の処理を行い、農業用水路の水質改善を図るとともに、農村の環境改善にも役立てようとした。

平成12年度末で、計画戸数の約半分の201戸が当該処理施設を利用している。

「農業集落排水事業」では、20戸以上の集落なら国の補助対象となり、隣り合う集落でも条件を満たせば別々に整備できることになっている。

本事業の採択時には、東部地区(6集落)は本事業に含められておらず、富濃地区(3集落)と東部地区のそれぞれで単独の処理施設を持つ予定になっていた。

しかしながら、平成7年度に「新下水道等整備構想エリアマップ」が策定された際、下水道事業全体に見直しが行われ、本事業においても、富濃地区と東部地区がそれぞれの単独処理施設を持つより合同処理施設を持つ方が経済的であるとされ、東部地区を含めた事業に平成8年度に計画変更されている。

採択時の段階で、合同処理施設ではなく単独処理施設が採択されたのは、平成2年度のエリアマップに基づき、集落の状況や地形条件等を検討した結果によるものであるが、平成6年度

に農林水産省によって策定された「農業集落排水整備計画策定マニュアル」に適正に対応して、経済性を重視した観点で下水道事業の見直しを長野県が行ってきたことは特筆すべき点であると思われる。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○					○

上記の内容について検討した結果、適切に処理されていた。

事業名：畑地帯総合整備事業		事業番号 44
地区名／関係市町村：上今井／豊田村、豊野町	地方事務所：北信地方事務所	
総事業費：1,661,600千円	事業期間：平成4年度～継続中	

## 1 事業の概要

この地域は水田だけでなく、りんごを中心とした果樹栽培が盛んな地域である。千曲川の左岸に位置し、三水村方面から千曲川に流れる何本かの河川があるものの、水量が安定せず、江戸時代から鳥居川を源とする用水等によりかんがいが行われていた地域である。この主要な用水である上今井用水路の老朽化に伴い改修が必要になった。

事業では農業用排水施設と農道の工事を行っている。用排水施設工事は26工区に分割して行われている。中には改修にあわせて若干のルート変更や、トンネル工事を行った区間もある。また、地域内を上信越自動車道が通過することになったため、当事業の地区外となり、事業からはずす計画変更が行われた。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○			○	○	○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除いて適切に処理されていた。

### 3 指摘事項

#### (1) 経済効果

計画段階ではかんがいによる作物転換の効果において、水稻からきゅうりや野沢菜、花き(ばら、カーネーション)への転換を予定しているが、実際の作付状況を見る限り、こうした転換は計画どおりには行われていないと考えられる。現時点での作物生産効果が計画書作成時点に比べて低く、現況作物による経済効果の投資効率は0.72と算定された。

#### 【改善策】

花きなどの高付加価値農産物の生産への転換には、高度な技術の習得やある程度の設備投資、そしてこれらを負担し市場価格というリスクを負う担い手が必要になる。担い手不在であれば高付加価値農産物への転換は進まず、結果として計画していた経済効果を得られないまま従来どおりの作付けが継続される可能性が高いと考えられる。担い手の状況など実現可能性を調査検討した資料に基づいて転換面積や転換作物を選定し、この後、経済効果の算定に着手するという手順を踏むことが必要である。

#### (2) 入札

当事業の請負工事について、落札件数の多い上位3社の合計が、総発注件数の50%を上回っており、年平均落札件数が非常に高くなっている傾向がみられた。このように特定業者に発注が集中することについては、連続受注によるスケールメリット、地域における信用・ノウハウの向上を目的とした企業努力の面もあると思われるが、10社以上の業者により入札が行われることからして、落札業者に偏りがあるのは不自然といえよう(当該事業の落札状況表は、レポート第3 IV 3 (2) ④を参照)。

#### 【意見】

指名競争入札について競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。

事業名：担い手育成基盤整備事業		事業番号 45
地区名/関係市町村：大塚沖/木島平村	地方事務所：北信地方事務所	
総事業費：2,000,000千円	事業期間：平成7年度～継続中	

#### 1 事業の概要

千曲川の右岸、馬曲川水系の平地に位置する水田地帯であるが、代掻き時期には用水が不足する。代掻き時期をずらした生産を行うためには大型機械の導入が必要であるが、小区画の水田が多いことからそれも困難となっている。この事業では大型機械の導入に適した大区画化を進めるとともに、土地改良区を中心として賃貸・委託・売却したい農家の農地を担い手となる規模拡大農家に集約し、農地の集積を図り、効率的な作業単位の形成と生産性を向上させることを目的としている。

工事としては区画整理に伴う整地工、道路工、用排水路工が中心である。

現況では計画時以降に指導された国の奨励作物であり、大型機械導入のメリットもある大豆への転作に取り組んでいるため、結果としてみれば一定の効果が発現している。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○	○		○		○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除いて適切に処理されていた。

## 3 指摘事項

### (1) 経済効果

事業採択時の経済効果測定では水田の大規模化による営農経費節減効果が大半を占めている。一方、水田の汎用化による稲作からの作付転換による効果算定においては、きゅうり7ha(6,945千円)、アスパラ4ha(2,745千円)、新鉄砲ゆり6ha(26,496千円)となっているが、作付実態は大豆13ha、きゅうり0.4ha程度、アスパラ、ゆりは0であった。畑作への転換計画時の数値は村の基本構想を根拠としているが、事業採択時に転換計画の妥当性の検討をおこなった証拠が残されていない。事業継続中の現時点では計画どおりの転換は達成されておらず、作物生産効果は計画書作成時点に比べると下回っている。

もっとも、水稻と大豆の集団作付による大規模化の効果として、営農経費節減効果は逆に現時点のほうが上回っており、全体としてみればほぼ計画どおりの投資効率となっている。

#### 【改善策】

経済効果算定における作物転換計画の策定にあたっては、妥当性を十分に検討する必要がある。また、計画が計画のみに終わらぬようにするために、転換計画の妥当性検討を行った根拠を明確にしておき、事業完了後にどの程度達成されたかを評価する必要がある。

### (2) 入札

当事業で監査対象として選定した工事において、第1回入札で最低価格を呈示した業者が第2回入札においても最低価格を呈示し落札する、いわゆる「一位不動入札」となっているものがみられた。予定価格が判らない入札制度において、1回目、2回目の最低価格業者が同一になることは不自然な結果といえる。

#### 【意見】

指名競争入札について競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。



## (3) 入札

当事業の請負工事について、落札件数の多い上位3社の合計が、総発注件数の50%を上回っており、年平均落札件数が非常に高くなっている傾向がみられた。特に年平均落札件数が1件を超えるということは、平均1事業年度に1回は工事発注を受けていることを意味している。このように特定業者に発注が集中することについては、連続受注によるスケールメリット、地域における信用・ノウハウの向上を目的とした企業努力の面もあると思われるが、10社以上の業者により入札が行われることからして、落札業者に偏りがあるのは不自然といえよう(当該事業の落札状況表は、レポート第3-IV-3(2)④を参照)。

## 【意見】

指名競争入札について競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。

事業名：県営中山間総合整備事業		事業番号 46
地区名／関係市町村：栄／栄村	地方事務所：北信地方事務所	
総事業費：1,570,000千円	事業期間：平成6年度～平成11年度	

## 1 事業の概要

新潟県との境に位置する日本でも屈指の豪雪地帯である。当該事業は、若年層が安心して定住できる魅力ある村づくりを目指して秘境秋山郷を含めた全村で行った事業である。

事業の実施により、地域に活力を与え、厳しい生活環境による人口流出に歯止めをかけ、若い人から高齢者までが安心して快適に生活できる村づくりを行い、村全体の活性化を図ることを目的としていた。農作業の効率化、生産性の向上により、高齢者はもちろん、若い人も農業に従事しやすい環境を整えており、耕作放棄地の増加や過疎化に歯止めをかけている。

事業内容は多岐に渡るが、生活環境整備のための活性化施設整備、集落道整備、営農飲雑用水整備、生産性向上のためのほ場整備、農業用排水施設整備、農道整備などが主な工事である。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○		○		○	○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除いて適切に処理されていた。

### 3 指摘事項

#### (1) 計画変更

総事業費が計画の10%以上増加したことにより計画変更が行われている。この変更の内容としては、豪雪地域であるための工法変更が中心である。具体的には代掻き用水確保のために用水路を開水路からパイプラインにする、集落道を普通道から流水融雪道路にする、活性化施設の柱を集成材に変更し、雪を自由落下させるために屋根の材質を変更するといった内容である。

これらは事業実施にあたり、地域住民の意見・要望に基づきより利便性を高めるために雪対策について工法変更したとのことであるが、この地域が豪雪地帯であることは自明である。当初計画が地域の特殊性や住民の意向を十分反映させたものとする必要があったと考えられる。

#### 【改善策】

事業計画は目的達成に必要な十分な工事を積み上げて作成するものである。各々の工事を行う際に、計画段階で予想できない原因による費用の増減はやむを得ない。しかし計画段階において必要性を検討できる内容についての計画変更は避けなければならず、当初計画を検討、審査する段階で十分に考慮する必要がある。

### 4 成功事例

#### (1) 活性化施設等

他の地域の活性化施設は単独で建設されるケースが多い中、秋山郷の「とねんぼ」は地区の公共施設を含むものとして建設されている。具体的には郵便局、診療所、村役場支所、保育所を同一建物内に組み込むことで、地域住民の冬場の便宜を図っている。地元住民が頻りに建物を訪れることで施設の利用促進が図られる。また、観光客向けの資料館もあり、地域外部の人も足を運びやすい。

さらに、公共施設をまとめることで除雪費用も節約できる。

活性化センターの利用状況について、郵便局や診療所などの施設を除いて調査したところ、計画の50%程度の利用状況であったが、夏・秋の利用はほぼ計画どおりであり、今後積雪期の利用促進策を講ずることで計画達成は可能と思われる。

事業名：農村総合整備事業		事業番号 47
地区名／関係市町村：西部／野沢温泉村	地方事務所：北信地方事務所	
総事業費：518,600千円	事業期間：平成8年度～平成12年度	

#### 1 事業の概要

北信の豪雪地帯にあり、千曲川の右岸、野沢温泉村の西部に位置する。道も細いため冬期間は積雪により道路交通の確保が困難であった。その結果本地区は村内でも特に過疎化が進み、農業従事者も高齢化しており水路の維持管理が難しくなっている。また、水田の区画が小さく不整形な団地があるため、営農意欲があっても荒廃が進むという問題を抱えている。さらに水源として河川を利用できるので水不足は発生しないが、導水路が未整備のために代掻き時

には用水が不足している。

近年国道117号バイパスも整備され、交通網の確立に伴い、農業生産基盤、生活環境基盤及び農村交流基盤を整備し、定住化、活性化を図る事業が必要となった。

工事としてはほ場整備、農道整備を中心に用排水施設整備、コミュニティ施設整備などを行うものである。

## 2 検討内容

事業申請から採択まで	経済効果の算定	換地手続	計画変更の手続	工事・委託の事務手続	補助金の交付	現地視察
○	○		○			○

上記の内容について検討した結果、以下の問題点を除いて適切に処理されていた。

## 3 指摘事項

### (1) 経済効果

区画整理での経済効果算定では機械化が進むことによる営農経費節減効果が約8割を占める一方で、水田の汎用化による稲作からきゅうり等(1.3ha 予定)への転換による効果も見込んでいるが、現実には養魚池(0.1ha 程度)、ズッキーニ(0.1ha 程度)があったが、他への転換は進んでいない。

農道整備での経済効果においては、舗装等による走行経費節減効果で約4割、維持管理の節減効果で約2割を見込んでいる。その他に荷傷み防止効果があり、計画に盛り込まれていたきゅうりも生産されているが、主にアスパラが生産されている。荷傷み防止効果については、事業を行うことにより生ずると期待される作物の転換を前提に算出する必要がある。

### 【改善策】

区画整理を行うことによる農業経営上のメリットは、区画が整うことで機械化が進むことと水田の汎用化である。作物生産効果算定における作物転換では、生産物の特性と、行おうとしている事業の内容との整合性を計画段階において検討することで、実行性のある事業計画が策定できる。また、経済効果についてより合理的な算定が行われることで、効果に見合った投資計画にすることができる。

荷傷み防止効果については、生産物の特性と、事業の内容との整合性について計画段階において十分に検討する必要がある。この検討を行うには、市町村の基本計画だけでなく、農業生産を行う農家が、今後どのような農業を行いたいかといった打ち合わせを行うことも重要である。

### (2) 活性化施設等

野沢温泉村重地原地区(約20戸)にあるコミュニティセンターは、事業の根拠である「農村総合整備事業実施要綱」によると「農業経営及び農村生活の改善、農村在住者の健康増進ま

たは都市住民との交流を推進するための多目的に利用される建物」と位置付けられている。

本地区では、都市住民との交流は、地域出身者を招いて行われる「重地原思いで会」が催されているが、現状ではまだ不十分であるといえる。

#### 【改善策】

交流基盤整備として地元住民が求める交流施設を建設することに問題はないが、本来の目的である外部の人々との交流を図れるような運用形態とし、具体的な成果が効率よく効果的に得られるように村の計画を検討し、指導すべきである。このためには地区外の住民とどのような交流事業を行っていくことが地域の活性化に結びつくか、施設だけでなくソフト面の対策も並行して検討する必要がある。

監査委員事務局

平成14年3月29日発行 長野県報号外(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)  
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



みんなのために 未来のために

**NAGANO**

助け合う 心のゆとり持つ社会

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係

〒380-8570 (県庁専用番号)

長野市大字南長野字幅下692の2

電話 026(235)7061

